

報 告 書(案)

1 庁舎跡地等敷地及び建物の現状

旧庁舎跡地及び農業総合振興センター(以下「農振センター」という。)は、村の中心部にあるとともに国道438号に隣接しており村民が集まる立地条件のよい場所である。

旧庁舎は令和6年度中に取壊完了予定となっている。

農振センターは、老人会、ふれあい昼食会、乳児健診、歴史講座、図書の貸出、加工室での味噌等の製造など、幅広い用途に活用されている。

令和3年度末に庁舎が移転した現在においても、当該場所は村の重要な交流拠点として位置づけられている。

一方、農振センターは築41年を経過し、雨漏り等施設の老朽化が目立つとともに、3階建であるもののエレベーターがないなど、近年のユニバーサルデザインに対応した施設ではない。

この度行ったアンケート(住民アンケート、農振センター利用者への聞き取り)によると、農振センターは改修ではなく解体・建替すべきとの意見が大半であった。

また、同アンケートにおいて、150人規模が収容できる大会議室、貴重な文化資産の保管庫、図書館(自習室を兼ねる)、文化ホール、公園等親子が雨天時も遊べる場所など、村内にない機能を備えた施設の建設を希望する意見が多くあった。

2 跡地に建設する施設について

住民アンケート結果等を受け検討した結果、農振センターは解体し、旧庁舎跡地と農振センター跡地に建設する施設(以下「新施設」という。)に機能移転すべきとの結論となった。

しかし、農振センターの機能(以下「センター機能」という)全てを新施設に継承する場合、建築面積や費用面において新施設の建設に大きな制約が課される恐れがある。

そのため、農振センターの加工室の機能は食業工房へ移転することとし、新施設にはその他の機能を移転するとともに、村内に不足する機能や新たな機能を有する施設を整備すべきである。

なお、農振センターは現在も多くの住民が活用しており、単純に解体すると代替施設の確保に苦慮するため、まずは旧庁舎跡地に新施設のうちセンター機能を継承する部分の建設(1期工事)を行い、新施設(1期工事)にセンター機能を移転した後に、農振センターを解体すれば機能移転がスムーズに行うことができる。そのため、新施設の工事を1期工事(旧庁舎跡地部分)と2期工事(農振センター跡地)部分に分けて実施するのが望

ましい。

これらの工法検討や機能毎の施設配置は、専門的かつ実務的な知識・見識が必要であるため、民間事業者のアイデアを活用できるプロポーザル方式により新施設を整備すべきである。

3 今後建設する施設のテーマ

幅広い世代の多くの村民がつどい、交流できる施設

～農業振興センターの機能を継承するとともに、新たな交流を創造する施設～

4 施設の整備コンセプト

(1) 住民が集い、交流の拠点となる施設

日々住民が集う拠点 (例) 老人会の集まりの場、自習室、雨天利用可能の公園

交流拠点 (例) 様々な催しを開催できる場

(2) 子育て世代、高齢者や障がい者など、誰もが安心して利用できる施設

ハード面 (例) ユニバーサルデザインの導入

ソフト面 (例) 最適な管理者による運営、開館曜日・時間の拡大

(3) 住民の文化活動の支援に資する施設

文化活動の支援 (例) 文化団体の活動・発表の場、文化財保管庫

5 整備を検討する施設機能（１期・２期工事を併せた全体としての施設機能）

(1) 農振センター機能の移転

- ・調理室 料理教室やふれあい昼食会などの調理を行う。
- ・和室 踊りの練習や健診などに活用する。
避難所を兼ねる。
- ・図書室 現状より充実させる。自習スペースの設置。土日利用も要検討。
- ・小会議室 各種集会、セミナーなどに活用
- ・大会議室 現状より充実させる。１５０人規模の会議・催しに活用する。
可動式として小会議室との併用、文化ホールとの併用も可能とする。
- ・公衆トイレ 現状より充実させる。２４時間外来者も利用できるようにする。

(2) 追加機能

- ・ 文化歴史資産収納庫
書、絵画、写真、美術作品等の保管庫。
- ・ 遊び場(公園)
雨天でも遊べる場所(こども、親子対象)。室内でも可能。
- ・ カフェスペース
住民が気軽に集まれる場所として活用。
- ・ 文化ホール(大会議室との併用も可能)
150人規模の催しに利用する。(敬老会、消費者大会、講演会、各団体総会等)
音響・ロールバック等のホール機能・仕様は、コスト面を勘案し決定する。
- ・ 屋外でのイベントスペース(屋根付き等)
フリーマーケット、産直市等の催し物等の開催
- ・ コインランドリー
運営主体(村、民間事業者、施設管理者など)の検討が必要。

(附帯意見)

- 1 昨今の建築状況では、世界的な建築資材の高騰が進んでおり、建築コストが大幅に増加するリスクがあることを想定する必要がある。建築コストの上昇は、現在のところ止まる気配がないため、着工時期を早めることが建築コストの低減には有効であるため、できるだけ早く着工することが望ましい。
- 2 令和4年6月に交付された「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が令和7年4月から施行されるため、すべての建築物に省エネ基準適合が義務付けられることから、省エネによる建築コストの上昇も見込まれる。(300㎡以上の非住宅建築には令和3年からすでに適用)